

# 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正について

令和2年7月3日  
総務省

## I 改正の背景

- (1) 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(令和元年12月17日情報通信審議会答申)(以下「最終答申」という。)では、将来にわたる電話の役務の低廉な提供に資するため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)による電話の役務の提供に当たり、無線設備等の他の電気通信事業者の電気通信設備の利用を例外的に認める所要の制度整備を講ずるべき旨等が提言された。
- (2) 令和2年5月22日、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第30号)が公布され、これにより、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「法」という。)第2条等の一部が改正され、NTT東西は、一定の要件を満たす場合に限り、総務大臣の認可を得て、他の電気通信事業者の電気通信設備(以下「他者設備」という。)を用いて電話の役務の提供ができることとされた。
- (3) 本件は、この改正において、当該総務大臣の認可に係る手続等について、総務省令で定めることとされていることを受け、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則(昭和60年郵政省令第23号)の一部を改正するものである。
- (4) あわせて、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)により株式交付の制度が創設され、株式交付に際しての株式の交付を総務大臣の認可の対象とする等の改正を内容とする日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正(会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第71号))の施行に伴い、当該総務大臣の認可に係る手続等を定めるなど所要の改正を行うものである。

## II 省令案の概要及び考え方

### 1. 法第2条第5項ただし書に規定する場合(第2条の2関係)

#### (1) 省令案の概要

法第2条第5項ただし書に規定する「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合」は、次の①～③のいずれかに該当する場合とする。

- ① 特例地域<sup>1</sup>のうち、認可の申請時点において、加入者密度<sup>2</sup>が 18 未満となる区域(市町村内の町又は字その他の区域)において、これらの加入者又は新たな加入者に対して電話の役務を提供するとき。
- ② 市町村内の一定の地域において著しく少数の者に対して電話の役務を提供する場合であって、海底ケーブルその他の通常用いられる設備に比して著しく高額なものを用いることを余儀なくされることその他の当該区域における特別の事情により、当該提供が著しく不経済であると認められるとき(①に該当する場合を除く。)
- ③ 災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的に電話の役務を提供するとき。

## (2) 法第2条第5項ただし書に規定する場合の考え方

NTT東西が営む地域電気通信業務については、適切かつ安定的な電気通信役務の提供を確保する観点から、自己の電気通信設備(以下「自己設備」という。)を設置して行うこととされており(改正前の法第2条第3項)、改正後も引き続き自己設備により行われることを原則としている(改正後の法第2条第5項)。

しかし、電話の役務については、あまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する責務が課されていることから(法第3条)、これを確保するために他者設備の利用による効率的な役務提供が必要と認められる場合に限り、総務大臣の認可により、他者設備の利用を認めることとしている(改正後の法第2条第5項)。

他者設備の利用が必要であると認められる場合として、具体的には、最終答申を踏まえ、「NTT東西による自己設備を用いた電話の役務の提供が極めて不経済となる場合」又は「災害時等の通信手段を確保するために応急的に電話の役務を提供する場合」が想定される場所である。

ア 「NTT東西による自己の電気通信設備を用いた電話の役務の提供が極めて不経済となる場合」

最終答申においては、「NTT東西が自己設備を用いて電話の役務の提供が極めて不経済となる場合」として、「加入者が極端に少ない等の理由により需要が極めて限定的な辺地等」における電話の提供が示されているところである。

令和2年5月現在、NTT 東西が提供するアナログ加入電話の全加入者数は約 1,498

---

<sup>1</sup> 離島振興法により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島、山村振興法により指定された振興山村、小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島、半島振興法により指定された半島振興対策実施地域及び沖縄振興特別措置法に規定する離島をいう。

<sup>2</sup> 市町村内の町又は字その他の区域においてアナログ加入者回線により電話の役務の提供を受ける者の数の合計数を当該町又は字その他の区域の面積(表示単位は平方キロメートルとする。)で除して得た数をいう。

万人であり、このうち、日本の国土面積の約半数を占める地理的条件の悪い特例地域<sup>1</sup>に居住する加入者数は2割以下となっている。また、加入者密度の全国的な分布について、市町村内の町・字等の単位で見た場合、加入者密度が極めて低いと考えられる、下位5分の1の町・字等においては1km<sup>2</sup>当たりの加入者数が18人を超えない。

以上を踏まえ、「加入者が極端に少ない等の理由により需要が極めて限定的な辺地」の具体的要件として、上記(1)①のとおり、特例地域<sup>1</sup>のうち、加入者密度<sup>2</sup>が18人未満となる町・字等の区域において電話の役務を提供する場合を規定している。

また、これらの区域以外の区域においても、著しく少数の加入者に対して電話の役務を提供する場合であって、海底ケーブルの利用等、標準的なものに比べて著しく高額となる電話網の構成をとらざるを得ないこと等により、電話の提供が極めて不経済となる場合が考えられることから、上記(1)②のとおり規定している。

イ「災害時等の通信手段を確保するために応急的に電話の役務を提供する場合」

災害時等においては、上記アに該当する場合に限らず、通信手段を確保するために他者設備を用いた電話の提供を一時的に可能とするものである。

## 2. 総務大臣の認可に係る申請事項について(第2条の3関係)

### (1) 省令案の概要

NTT東西は、法第2条第5項ただし書の規定により、他者設備を用いた電話の役務の提供の業務を営むことの認可を受けようとするときは、次の①～⑧の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならないこととする。

- ① 業務の内容及び区域
- ② 業務の開始の時期
- ③ 業務を営む理由
- ④ 業務の用に供する電気通信設備の概要
- ⑤ 業務が第2条の2第1項各号に掲げる場合に該当すると認められる理由
- ⑥ 業務管理体制の整備その他適切かつ安定的な電話の役務の提供を確保するために講ずる具体的な措置
- ⑦ 業務の用に供する電気通信設備の調達に係る適正性を確保するために講ずる具体的な措置
- ⑧ 業務に係る加入者の保護を図るために講ずる具体的な措置

### (2) 総務大臣の認可に係る審査についての具体的な考え方

総務大臣の認可に際しては、他者設備の利用を例外的に認める制度趣旨、上記1の場合への該当性、自己設備に係る規定の趣旨、公正競争の確保、消費者保護等の観点から審査することとする。

#### ア 「他者設備の利用を例外的に認める制度趣旨」の観点

業務を営む理由について、電話の役務を引き続き低廉な加入者料金で提供すること等を目的として、他者設備を用いて役務提供の効率化を図るものである等、制度趣旨に合致するものであることを、主に上記(1)③において確認することとする。

また、役務提供の効率化を実現するための他者設備の態様については、主に上記(1)④において確認することとしており、現時点においては、最終答申において示された他者の携帯電話網が想定されている。携帯電話網以外の他者設備の利用については、制度趣旨等に照らし、電話の役務提供の効率化を実現するものであるかを確認することとなる。

#### イ 「上記1の場合への該当性」の観点

他者設備を用いた電話の役務の提供が、上記1の場合に合致するものであることを、主に上記(1)①から⑤までにおいて確認することとする。

なお、申請が上記1の場合に該当するものであるか否かは、当該申請時点の記載事項に基づき判断されるため、「業務の開始の時期」は、申請の日から一年を超えない日（当初申請にあつては、認可後に他者設備を用いた電話の役務の提供に必要な開発等が行われることを想定し、申請の日から合理的な期間内）を記載することとする。

#### ウ 「自己設備に係る規定の趣旨」の観点

自己設置に係る規定の趣旨を踏まえ、他者設備を用いた電話の役務の提供において、引き続き、適切性（一定の品質水準の確保）及び安定性（役務提供の安定性・継続性）を確保する観点から、主に次について確認することとする。

(ア) 他者設備を用いた電話の役務の提供に当たり、申請者が整備する業務管理体制について、例えば、申請者が他者設備の運用・管理等に関する監督に必要な能力を有すること、申請者が主体となり設備提供事業者との密接な連携を確保すること、設備提供事業者が十分な技術的能力及び経理的基礎を有すること等により、適切かつ安定的な電話の役務の提供を確保するものであることを、主に上記(1)⑥において確認することとする。

(イ) 他者設備の利用に係る契約等について、例えば、設備提供事業者が一方的に契約等を破棄することができないものであること、他者設備の利用期間全体にわたる合理的な利用料金の設定がされていること等により、長期安定的なものであり、設備提供事業者が契約等を解除しようとするときはあらかじめ相当な期間を設けて申請者に通知することが確保される等により、適切かつ安定的な電話の役務の提供を確保するものであることを、主に上記(1)⑥において確認することとする。

なお、仮に、申請者において設備提供事業者が確保できない事態が生じた場合は、法第3条に規定する責務に基づき、申請者は自己設備により電話の役務を提供する

ことが求められる。

#### エ 公正競争の確保の観点

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案に対する衆議院及び参議院総務委員会の附帯決議(以下「附帯決議」という。)においては、「総務大臣の認可条件を総務省令で定めるに当たっては、固定・移動通信市場の公正競争環境を阻害しないよう(略)具体的に規定する」ことが求められていることを踏まえ、公正競争環境に影響を及ぼすことがないよう、他者設備の調達について、例えば、広く参入機会を確保した公募を行うとともに、当該設備の利用に係る契約の満了時には再公募を行う等、その適正性を確保するための具体的な措置について、主に上記(1)⑦において確認することとする。

#### オ 消費者保護の観点

附帯決議においては、「安心・安全な利用が確保されるよう消費者保護の観点から必要な措置を講ずる」ことが求められていることを踏まえ、他者設備を用いた電話の役務の提供に係る加入者の保護について、例えば、加入者への提供条件(引き続き低廉な料金により電話の役務が提供されること、他者設備を用いるに当たり工事費等が新たに生じないこと等)、加入者への事前の十分な説明や苦情相談等への対応、無線設備を用いる場合の加入者宅における電波環境の事前確認や電波環境の悪化に対応した改善措置、アナログ加入者回線を用いた付随サービスを現に利用している加入者に対する代替手段の提案等の具体的な措置について、主に上記(1)⑧において確認することとする。

特に、他者設備を用いた電話の役務を提供する地域において、自治体が、高齢者等を対象としてアナログ加入者回線を用いた緊急通報サービスを現に提供している場合、その継続提供を確保するため、申請者は、自治体や加入者に対して十分な説明を行うとともに、自治体と協議し、必要に応じて代替手段を提案することが求められる。

#### (3) 実施状況の報告等

総務省は、本制度の適切な運用を確保するため、申請者に対し、事業年度毎に業務の実施状況及び電話の役務の提供に係る効率化に関する取組状況を総務大臣に報告するとともに、経営上の秘密に属する等の理由により公表することが困難である事項を除き公表すること等を求めることとする。

### Ⅲ 施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第30号)の施行の日(同法の公布の日(令和2年5月22日)から1年を超えない範囲において政令で定める日)から施行する。ただし、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)等の施行に伴う改正部分については、同法の施行の日から施行する。